

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	障がい者福祉等に係る事務(独自利用事務)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田市は、障がい者福祉における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

秋田市長

公表日

平成27年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉等に係る事務(独自利用事務)
②事務の概要	<p>秋田県療育手帳制度実施要綱、秋田県療育手帳制度事務取扱要領、秋田市身体・知的障がい児(者)バス運賃無料化事業実施要綱および秋田市重度身体障がい者通院移送費給付要綱に係る事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>【療育手帳】</p> <p>(1) 療育手帳の交付申請書の受領、その応答に係る事務 (2) 療育手帳取得に係る能力判定の申請に際し、県の各機関への調整に係る事務 (3) 療育手帳の返還に係る事務 (4) 療育手帳交付台帳の整備に係る事務 (5) 氏名、住所等の変更の届出書の受領、その届出に係る事実の審査、応答に係る事務 (6) 療育手帳の再交付に係る事務 (7) その他、療育手帳所持者に係る証明書等発行に係る事務</p> <p>【福祉特別乗車証】</p> <p>(1) 福祉特別乗車証交付申請書兼受領証の受領、その申請に係る事実についての審査、乗車証の交付に係る事務</p> <p>【タクシー利用券】</p> <p>(1) 身体障がい者(通院用)タクシー利用券交付申請書の受領、その申請に係る事実についての審査、タクシー利用券の交付に係る事務</p>
③システムの名称	障がい福祉等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部障がい福祉課
②所属長	障がい福祉課長 須田 志美男
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田市総務部文書法制課情報公開担当 秋田市山王一丁目1-1 TEL:018-888-5427
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田市福祉保健部障がい福祉課 秋田市山王一丁目1-1 TEL:018-888-5663

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる